

税収の増加ペースと税収弾性値に関する考察

調査部 主任研究員 蜂屋 勝弘

目 次

1. はじめに
 2. 「経済・財政再生計画」のポイント
 - (1) 歳出削減目標額の欠如
 - (2) 公共サービスの在り方の見直し
 - (3) 課税ベース拡大による税収の底上げ
 3. 現在と過去の税収増加ペースの比較
 4. 税収弾性値の計測
 - (1) 景気変動に伴う税収弾性値の変動—短期の税収弾性値
 - (2) 景気変動の影響を均した税収弾性値—長期の税収弾性値
 5. まとめ
- 補 論

要 約

1. 6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」（以下、「骨太方針2015」）を受けて公表された中長期の経済財政に関する内閣府試算（注1）では、2020年度の国・地方合計の基礎的財政収支（プライマリーバランス、以下PB）は▲6.2兆円（名目GDP比▲1.0%、経済再生ケース）と、2月の試算に比べて+3.2兆円改善している。このPBの見通しには、わが国経済がデフレから脱却し、経済構造が変わることで成長率が高まることが織り込まれている。事実、足元では、デフレ脱却に向けた景気の好転を受けて税収が増加しており、財政健全化の追い風になっている。しかしながら、持続的な成長に向けた構造改革は道半ばであり、仮に、経済構造の変化が想定通りに進まず、税収が見通しを下回る場合には、想定以上の厳しい歳出抑制が必要となろう。こうした問題意識のもとに、本稿では、①足元の税収増加ペースと過去の税収増加ペースの比較、②税収弾性値の推計と変動要因の分析を行い、政府の財政健全化の取組姿勢を歳入見通しの妥当性の面から検証した。
2. 「経済・財政再生計画」では、デフレ脱却と経済再生に向けた成長戦略に重点が置かれており、歳入改革においてもこうした視点が強調されている。例えば、①成長分野や高収益分野に企業と労働力の移動を促すなど、わが国の経済・産業構造の改革を進めることで、個人所得や企業所得の拡大を図る、②行政事務の外部委託やPPP/PFIの推進を通じて、公共サービスに民間企業の積極的な参入を促すことで、公共サービスを民間企業の収益事業に転換し、それによる国民所得の増大を税収増加に繋げる、等の方針が示されている。
3. 税収の決算額が予算額を上回るかたちで増加する税収の上振れは、過去の税収増加局面でも見られた現象であり、それ自体は特筆すべき動きではない。2014年度決算の税収内訳をみると、景気の好転を受けて個人所得や企業所得といった課税ベースは比較的速いペースで増加しているものの、法人税率引き下げによって税収の増勢が抑制されるなか、消費税率の引き上げによって税収が底上げされるという構図となっている。今後を展望すると、消費税率が2017年度に10%に引き上げられることによる税収の底上げが見込まれる一方、法人税率が2015年度に23.9%に引き下げられたことの影響が下押し圧力として表われてくると予想される。
4. 税収弾性値には景気拡大期に上昇し、景気後退期に低下する傾向がみられる。この理由として、①家計・個人企業所得よりも平均税率が高い民間法人企業所得の国民所得全体に占める割合が、景気拡大期に上昇し、景気後退期に低下する、②給与所得よりも平均税率が高い配当所得や株式譲渡所得の所得税の課税ベースに占める割合が、景気拡大期に上昇し、景気後退期に低下することが指摘される。
5. 1970～80年代には、景気後退期でも税収は平均8.8%増加していた。これに対し、90年代以降の景気後退期には、名目GDPが平均0.4%の増加とほぼゼロ成長となるもとの、税収は平均▲1.2%と減少している。今後、成長戦略の強化等を通じた名目成長率の底上げを目指すとしても、かつてのような高成長を長期にわたり実現することは想定できず、景気が下振れした場合に税収が減少するリスクは残ると考えられる。

6. 財政健全化の議論では、景気変動の影響を均した長期の税収弾性値を用いる必要がある。長期の税収弾性値は安定的ながら、今後の改革の進展に伴って、税負担構造の変化や賃金水準の上昇といった構造変化が起きる場合には、変化すると考えられる。ただし、現状、税制改革等の具体的内容が示されておらず、長期の税収弾性値の変化の方向や大きさを事前に見通すことは困難である。

7. 成長力強化や歳入改革が成功すれば、課税ベースの拡大により税収が底上げされる可能性はあるものの、それは経済構造の変化が確認されたり、具体的な改革のスケジュールが固まって初めて織り込むべきものと考えられる。5年後に迫った2020年度のPB黒字化の実現に取り組む際には、景気変動に伴う税収の下振れリスクを念頭に置いて、実効性を伴う計画に基づいた歳出削減にしっかり取り組む必要がある。

(注1) 内閣府「中長期の経済財政に関する試算」2015年7月。

1. はじめに

6月に閣議決定された「骨太方針2015」には、今後の財政健全化の取り組み方針となる「経済・財政再生計画」が新たに盛り込まれた。財政健全化については、これまで国・地方合計の基礎的財政収支（プライマリーバランス、以下PB）を、①2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、②2020年度までに黒字化することを目標に、歳出歳入両面からの取り組みが行われてきた。その結果、2015年度には第1の目標の達成が見込まれている。しかしながら、第2の目標の達成には、名目成長率が年率3%台という高成長を持続したとしても2020年度に残るとされていた国・地方合計で▲9.4兆円（名目GDP比▲1.6%、2015年2月の試算値、注2）のPB赤字を解消しなければならず、その具体策が求められてきた。そうしたなか公表された「経済・財政再生計画」では、これまで通り2020年度のPB黒字化目標が維持されるとともに、その実現に向けて「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」の三つの改革を一体で推進する方針が打ち出されている。

財政健全化の議論では、必要な歳出削減額と将来の税収増加額を、どの程度見積もるかがポイントとなる。この点について、「骨太方針2015」を受けて公表された7月の内閣府試算は、2020年度にかけてのプロセス、結果ともに中途半端なものと言わざるを得ない。後述のように、「経済・財政再生計画」では歳出削減の目標額が定められていないうえ、歳出改革等の内容に沿った具体的な改革工程やKPI（key performance indicator）が明らかにされておらず、2017年度以降の試算には「骨太方針2015」で示された改革内容が反映されていない。このため、黒字化達成の目標時期である2020年度に国・地方合計で▲6.2兆円（同▲1.0%、経済再生ケース）のPB赤字が残る結果となっている。一方で、この試算は、わが国経済がデフレから脱却し、経済構造の変化によって成長率が高まることが前提となっており、生産性の上昇や労働参加率の上昇、物価の上昇が想定されるなど、改革の成果が一部織り込まれている。

足元、デフレ脱却に向けた景気の好転を受けて税収が増加しており、財政健全化の追い風になっている。しかしながら、持続的な成長に向けた構造改革は道半ばであり、仮に、経済構造の変化が想定通りに進まず、税収が見通しを下回る場合には、試算で示唆される以上の厳しい歳出抑制が必要となろう。

こうした問題意識のもとに、本稿では、「経済・財政再生計画」で示された歳出改革と歳入改革のポイントを概観したうえで、①足元の税収増加ペースと過去の税収増加ペースの比較、②税収弾性値の推計と変動要因の分析を行い、政府の財政健全化の取組姿勢を歳入見通しの妥当性の面から検証した。結論を先取りすると、成長力強化や歳入改革が成功すれば、課税ベースの拡大により税収が底上げにされる可能性はあるものの、それは経済構造の変化を伴う長期的な成果と考えるべきで、5年後の2020年度のPB黒字化の実現には、景気変動に伴う税収の下振れリスクを念頭に置いて、歳出削減にしっかり取り組む必要がある。

（注2）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」2015年2月。

2. 「経済・財政再生計画」のポイント

「経済・財政再生計画」では、デフレ脱却と経済再生に向けた成長戦略に重点が置かれており、歳出改革と歳入改革においてもこうした視点が強調されている（図表1）。具体的には、歳出改革における

一律の歳出削減や、歳入改革における国民負担の増加といった量に着目した取り組みよりも、制度変更や政府の業務の見直しを通じてわが国の財政構造を質的側面から改善し、歳出削減や税収増加に繋げることに重点が置かれている。以下では、その主なポイント三つと、それぞれの問題点について指摘する。

(図表1)「経済・財政再生計画」の基本的考え方

・「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とし、今後5年間(2016~2020年度)を対象期間とする「経済・財政再生計画」を策定。歳出改革、歳入改革においても経済再生に寄与する改革。
 ・歳出改革は、「公的サービスの産業化」、「インセンティブ改革」、「公共サービスのイノベーション」に取り組む。公共サービスの質や水準を低下させることなく、経済への下押し圧力を抑えつつ公的支出を抑制。歳出全般にわたり、安倍内閣のこれまでの取組を強化し、聖域なく徹底した見直しを進める。また地方においても、国の取組と基調を合わせ徹底した見直しを進める。
 ・歳入面では、経済環境を整える中で、消費税率の10%への引上げを平成29年4月に実施。安定的な経済成長を持続させる「経済構造の高度化、高付加価値化」を進めること等を通じて新たな歳入増を実現。

(資料) 内閣府「『経済財政運営と改革の基本方針2015』の概要」

(1) 歳出削減目標額の欠如

歳出改革では、将来の歳出規模や必要な歳出削減額の目標が設定されていない。例えば、2006年に打ち出された「歳出・歳入一体改革」では、PB赤字解消のために5年間で必要となる対応額を16.5兆円と見積もり、そのうち11.4兆円~14.3兆円を歳出削減で対応することとし、社会保障、人件費、公共投資、その他分野の4分野についてそれぞれ削減額が定められていた。このような目標額の設定については、合意形成に相当の時間と政治的労力が必要になることに加え、削減方針が歳出全般に一律に適用されることで、必要な予算も削減されかねないといったデメリットがある一方で、財政健全化までの道筋をあらかじめ明確にでき、その実現に向けた政権の決意を示すことになるため、財政運営に対する国内外のマーケット等の信認を得やすいといったメリットが考えられる。

これに対し、「経済・財政再生計画」では、2016~2018年度を「集中改革期間」と位置付け、2018年度にPB赤字の名目GDP比を▲1%程度に縮小することを目安として、改革を集中的に進めることが打ち出されている。ただし、上記のような量的な歳出削減目標は設定されておらず、代わりに、個々の事業の有効性や効率性の評価を行うことに重点が置かれている。こうした方法の場合、個々の事業を評価するためのKPIの設定や事業の評価に労力が伴うものの、不要不急の公共サービスの縮小・廃止や業務効率の改善等が進むことで、メリハリのある歳出抑制に繋がるとされている。

「経済・財政再生計画」で示された歳出改革には、個別項目をみるとかなり踏み込んだ内容もみられ、仮にすべて実現されれば相当の歳出抑制効果が期待できるとの見方があるものの、取り組み姿勢を表す記述が「検討」に止まっているものが多く、歳出改革の実現可能性には疑問が残る。このため、歳出改革を強力に進めるには、計画で示された歳出改革が実現した際に見込まれる歳出抑制効果を踏まえた目標設定が必要と思われる。この点、計画では、国の一般歳出と社会保障関係費について、過去3年間の実質的な増加額がそれぞれ1.6兆円、1.5兆円であったことを踏まえ、その増加基調を2018年度まで継続することが打ち出されているものの、これらの数字については、歳出改革の内容との関連性が明確でないうえ、「目標」に比べて縛りの弱い「目安」と位置付けられており、実効性を伴う歳出改革の推進を担保するものとは言い難い面がある。

歳出削減の数値目標については、着地から逆算した必達目標である必要はないが、今後取り組むべき

歳出改革の規模感を政府、企業、家計で共有するために必要なものと考えられる。

(2) 公共サービスの在り方の見直し

「経済・財政再生計画」では、歳出改革は国・地方の取り組みにとどまらない企業や国民も巻き込んだ社会改革と位置付けられ、公共サービスの無駄の排除や質の向上、歳出抑制のために、国民の幅広い参加の必要性が指摘されている。社会保障や社会資本整備といった主要な歳出分野ごとに、国、地方、民間が一体となって、①公的サービスの産業化、②インセンティブ改革、③公共サービスのイノベーションに取り組むことが求められている。

公的サービスの産業化は、行政事務の外部委託のほか、社会保障や社会資本の整備・運営といった公共サービス提供の担い手として民間企業の参入を促す取り組みである。これにより、行政が直接提供する公共サービスの範囲が縮小することから、財政支出が抑制されることに加え、公共サービスが民間企業の収益事業となることで、民間企業所得の増加を受けた税収の増加が期待されている。また、民間企業の経営ノウハウやアイデアが公共サービスに反映されることで、業務効率の改善やサービス内容の多様化が進むことによる公共サービスの質の向上も期待されている。

インセンティブ改革は、公共サービスに対する国民や地方自治体等のコスト意識を高めるとともに、サービス内容や提供体制等に対する創意工夫を促す仕掛けを導入することで、行政コストを抑制し、公共サービスの質の底上げを図る取り組みである。具体的には、地方活性化の取り組みや行政コストの削減努力に応じた補助金等の配分、地方交付税の単位費用への行政コストの低い地方自治体の事例の反映、業務改善等での優良事例の情報公開や全国展開等が打ち出されている。

公共サービスのイノベーションは、行政コスト等に関する情報の公開、PDCAの徹底、IT等を活用した業務の簡素化・標準化を進める取り組みである。

以上のような取り組みを着実に進めるために、「経済・財政再生計画」では、国や地方自治体等に具体的な改革工程とKPIの作成を求めている。また、進捗状況をチェックするための専門調査会を経済財政諮問会議に設置し、毎年度評価する体制がとられ、先述の2018年度のPB赤字GDP比▲1%の目安や歳出改革と歳入改革の進捗度、KPIの達成度等が評価され、必要な場合には追加の措置が検討されることになっている。

こうした取り組みを通じて、公共サービスの無駄をなくし、費用対効果を改善することで、結果的に歳出抑制に繋がることが期待されるが、具体的にどの程度の歳出抑制効果が見込まれるのかは明らかにされていない。

(3) 課税ベース拡大による税収の底上げ

歳入改革では、経済構造の高度化や高付加価値化を促して、税収の増加に繋げることに重点が置かれている。増税等の国民負担の増加は、既定通り2017年4月に消費税率が10%へ引き上げられる以外、極力抑制される。一方で、税収の増加を図る方策として、成長分野や高収益分野への企業と労働力の移動を促すなど、経済・産業構造の改革を進めることで、個人所得や企業所得といった課税ベースそのものの拡大を図る方向性が示されている（注3）。加えて、先述の公共サービスの見直しにおいても、行政

事務の外部委託やPPP/PFIの推進を通じて、公共サービスの提供に民間企業の積極的な参加を促すことで、公共サービスを民間企業の収益事業に転換し、それによる国民所得の増大を税収増加に繋げる目論見となっている。

こうした方針は、税収増加を図る方策として正鵠を射ていると思われる。ただし、その効果が表われるには、経済・産業構造の変化や公共サービス提供における官民の役割の変化が前提となり、それらは一朝夕に変化するものでないだけに、2020年度までの5年間という短期間では効果が十分に発揮されない可能性がある。

以上三つのポイントを見ると、歳出改革について踏み込みが甘いほか、歳入面の取り組みについても、正しい方向性と思われる改革の成果を2020年度までの短期間でどのように経済構造に反映させ、どれだけの効果を見込むのかという具体性を欠いており、「計画」というよりは「期待」にとどまっていると言えよう。

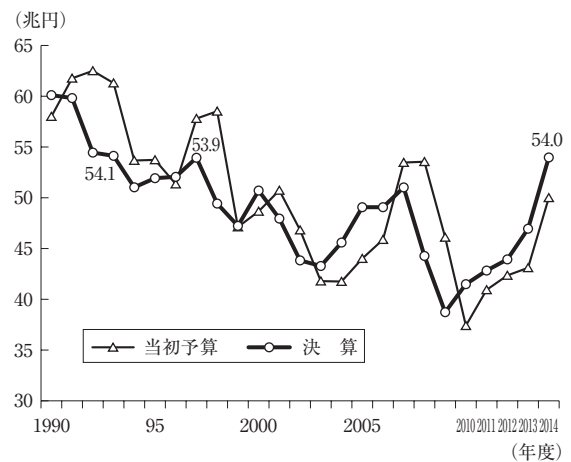
(注3) この他、マイナンバー制度の活用などを通じた徴収の適正化や、納付金など税以外の歳入の増加を図る方針が示されている。

3. 現在と過去の税収増加ベースの比較

7月の内閣府試算では、2020年度の国・地方のPB赤字は2月の試算対比+3.2兆円縮小している。この要因の一つとして、足元の税収の上振れが指摘されている。国の一般会計税収の推移をみると、2010年度以降、決算額が予算額を上回るかたちで増加傾向にあり、2014年度決算では54.0兆円と、わが国がデフレ局面入りする直前の1997年度の水準まで戻っている(図表2)。もっとも、税収の上振れは過去の税収増加局面でも見られたことであり、そのことをもって今回の税収増加がとくに力強いと判断するのは早計である。実際、国の一般会計税収の増加ペースを、今回のPB赤字縮小局面(2012年度以降)と前回のPB赤字縮小局面(2004年度～2007年度)とで比較すると、今回の増加ペースは前回ほど速くはないと考えられる。

前回のPB赤字縮小局面では、国の一般会計税収は2004年度から2006年度までの3年間で累計5.8兆円増加している(図表3)。ただし、同期間には、国から地方への税源移譲や定率減税の縮小・廃止が行われており、これらを調整すると3年間の増加額は累計7.8兆円と計算される(注4)。これに対し、今回のPB赤字縮小局面では、2012年度から2014年度までの3年間で国の一般会計税収は累計11.1兆円増加しているものの、このうち4.5兆円は消費税率引き上げによる増加分であることから、これを除いた増加額は6.6兆円となり、前回よりも小幅な増加に止まるとみられる。

(図表2) 国の一般会計税収の予算と決算の推移



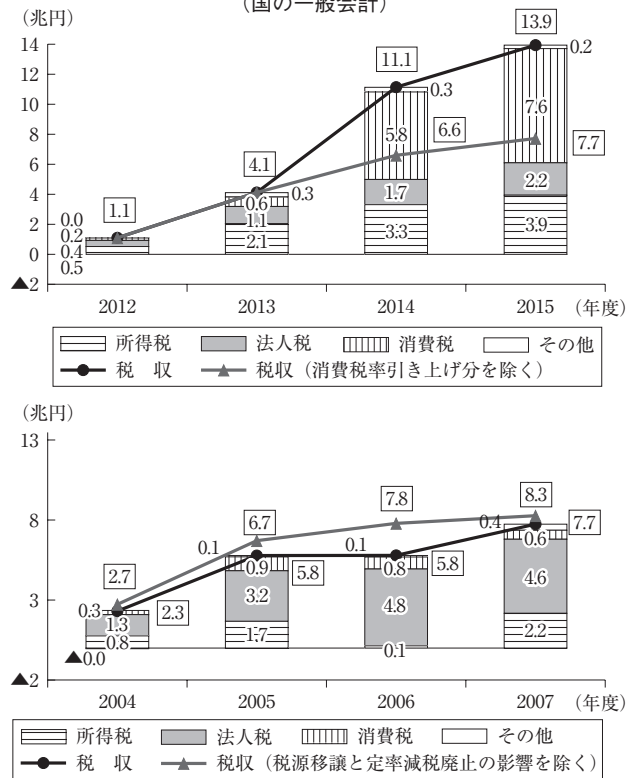
(資料) 財務省「財政統計」

税目別にみると、今回のPB赤字縮小局面での所得税と消費税の増加ペースは、前回のPB赤字縮小局面を上回っている。まず、所得税収をみると、2006年度までの3年間では、税源移譲と定率減税の縮減・廃止の影響を除くと累計2.1兆円の増加と計算されるのに対し、2014年度までの3年間では累計3.3兆円増加している。次に、消費税収をみると、2006年度までの3年間では累計0.8兆円増加しているのに対し、2014年度までの3年間では、消費税率引き上げ分を除いても累計1.3兆円増加している。

これに対し、法人税の増加ペースは、前回のPB赤字縮小局面よりも今回のPB赤字縮小局面の方が遅い。法人税収をみると、2006年度までの3年間で累計4.8兆円増加したのに対し、2014年度までの3年間では累計1.7兆円の増加にとどまっている。この原因として、民主党政権下で実施された法人税率の引き下げが指摘できる。実のところ、利益計上法人の申告所得金額は、2012年度と2013年度の2年間で累計16兆円増加しており、これは2004年と2005年の2年間の累計増加額10兆円よりも多く、法人税の課税ベースは前回のPB赤字縮小局面よりも今回のPB赤字縮小局面の方が早く増加している。しかしながら、法人税率が2012年度にそれまでの30.0%から25.5%に▲4.5%引き下げられたことから、法人税の増加額は、前回よりも今回のほうが小幅となっている（図表4）。

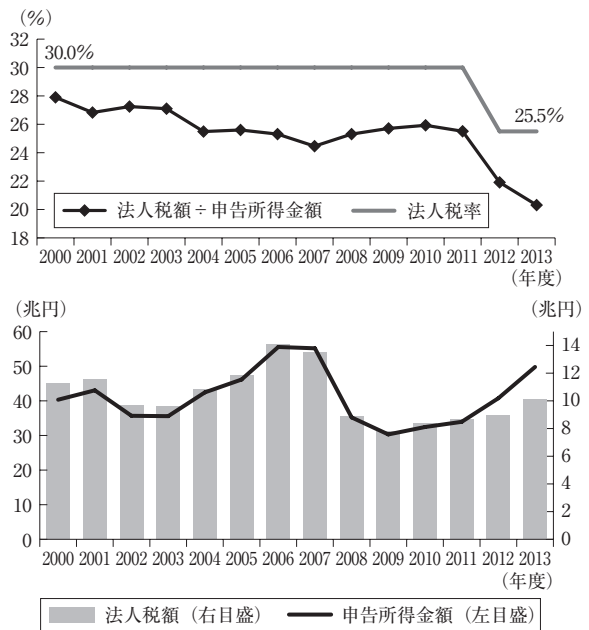
以上の分析をまとめると、今回の局面では、これまでのところ、デフレ脱却に向けた景気の好転を受けて、個人所得や企業所得といった課税ベースは前回の局面よりも早いペースで増加しているものの、法人税率引き下げによって税収の増勢が抑制されるなか、消費税

(図表3) 税収増の税目別寄与
(国の一般会計)



(資料) 財務省「財政統計」、予算関連資料、税制改正関係資料
(注1) 国の一般会計PB赤字(決算)のピークの年度(2011年度、2003年度)以降の累計額。
(注2) 決算値。ただし、2015年度は当初予算に2014年度決算での上振れ分を加算。

(図表4) 申告所得金額、法人税額、法人税率の推移



(資料) 国税庁「会社標本調査結果」
(注) 利益計上法人。

率の引き上げによって税収が底上げされるという構図となっている。今後を展望すると、消費税率が2017年度に10%に引き上げられることによる税収の底上げが見込まれる一方、2015年度には法人実効税率を34.62%から32.11%に引き下げの一環として法人税率が23.9%に▲1.6%引き下げられたことの影響が、引き続き法人税収の下押し圧力として作用すると予想される。

(注4) 具体的には次の4点を調整した。①税源移譲のために、所得税収の一部が所得譲与税として交付税及び譲与税配付金特別会計に直接繰り入れられたことから、一般会計の税収に計上されていない所得税収3.0兆円を加算。②2007年分から適用される税源移譲のための所得減税による初年度(2006年度)の減収分0.4兆円を加算。③2006年分から適用される定率減税縮減による平年度の増収分1.3兆円を減算。④2007年分から適用される定率減税廃止による初年度(2006年度)の増収分0.2兆円を減算。

4. 税収弾性値の計測

税収の動向を探るうえで重要な指標の一つとして税収弾性値(税収のGDP弾性値)が挙げられる。これは、GDPが1%成長すると税収が何%増加するかを示す値で、基本的に値が大きいほど税収が増えやすいといえる(注5)。税収弾性値をどう想定するかは、財政健全化に取り組む際の重要な論点であり、これまでも様々な推計が行われてきた。北浦・長嶋[2007]では、既存の研究による推計結果がサーベイされており、0.97から1.82まで様々な推計結果が示されている。

(1) 景気変動に伴う税収弾性値の変動—短期の税収弾性値

税収弾性値の議論にあたっては、税収弾性値が景気変動に伴って変動する点に注意が必要である。実際、1970年度から2014年度のデータを景気拡大期と景気後退期に分けて、それぞれの税収弾性値を計算すると(注6)、景気拡大期が1.51、景気後退期が0.59(リーマンショック期を除くと0.77)となっており、税収弾性値には景気拡大期に上昇し、景気後退期に低下する傾向がみられる(注7、図表5)。この理由として、以下の2点が考えられる。

第1は、国民所得全体に占める民間法人企業所得の割合が、景気拡大期に上昇し、景気後退期に低下する傾向がみられることである(図表6)。加えて、民間法人所得に対する平均税率が、家計・個人企業所得に対する平均税率よりも高いことから(注8)、景気拡大期には税収がGDP成長率以上のペースで増加するのに対し、景気後退期にはGDP成長率ほどには税収が増加しないと考えられる。

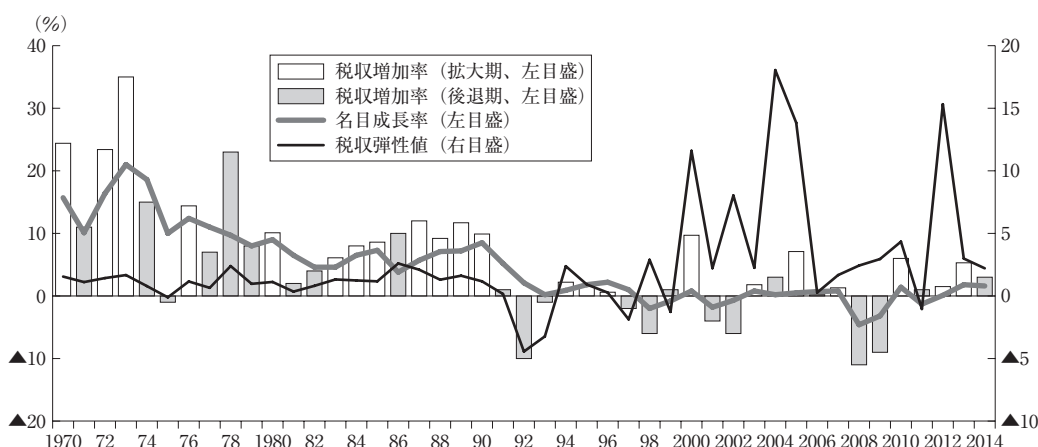
第2は、所得税の課税ベースに占める配当所得や株式譲渡所得の割合が、景気拡大期に上昇し、景気後退期に低下することである(注9、図表7)。これらの所得は、給与所得に比べて平均税率が高いうえ、基本的に企業業績に連動するとみられることから、先述の民間法人企業所得と同様に、景気変動に伴う増減によって税収弾性値に影響を与えると考えられる。

景気変動と税収や短期の税収弾性値との関係をさらに少し詳しく見るために、①名目GDPが右肩上がりで成長していた時期(1970~80年代)と、②名目GDPの成長が停滞している時期(90年代以降)に分けて、景気拡大期と景気後退期の税収増加率と税収弾性値を計算すると、以下の点が指摘できる(図表5)。

まず、1970~80年代をみると、税収弾性値は景気後退期に0.96と計算され、景気拡大期の1.42よりも低下しているものの、税収そのものは基本的に増加している。この時期には景気後退期でも名目成長率

(図表5) 税収弾性値の推計
—時系列データによる短期と長期の税収弾性値の推計—

年 度	名目成長率			税収増加率			税収弾性値		
	全期間	拡大期	後退期	全期間	拡大期	後退期	全期間	拡大期	後退期
	①	②	③	④	⑤	⑥	④÷①	⑤÷②	⑥÷③
1970～90	9.6%	10.1%	9.1%	11.7%	14.4%	8.8%	1.22	1.42	0.96
91～2014 (除く2008、2009)	0.3%	1.1%	▲0.3%	▲0.2%	2.8%	▲2.7%	▲0.58	2.50	9.63
		1.1%	0.4%		2.8%	▲1.2%		2.50	▲2.72
1970～2014 (除く2008、2009)	4.5%	6.0%	3.8%	5.2%	9.1%	2.2%	1.14	1.51	0.59
		6.0%	4.6%		9.1%	3.5%		1.51	0.77



(資料) 内閣府「国民経済計算年報」、財務省「財政統計」、税制改正関連資料、国税庁「国税庁統計年報」
(注1) 税収は国の一般会計決算。税制改革・税制改正による増減収分を除いている。
(注2) 拡大期と後退期は以下で分類
 拡大期：名目成長率がプラス、かつ、前年度より上昇。
 後退期：名目成長率がマイナス、または、前年度より低下。
(注3) 全期間の成長率・増加率は年率。拡大期と後退期の成長率・増加率は各年度の成長率・増加率の平均値。
(注4) 2000年度と2002年度は、定額貯金の満期による所得税収への影響が大きいため、平均値の計算から除外。

が平均9.1%あり、税収は平均8.8%増加している。これに対し、90年代以降では、景気拡大期の税収が平均2.8%増加するなか、税収弾性値が2.50と計算されることから、名目成長率の低さの割に税収が増加している感はあるものの、一方で、景気後退期には、名目GDPが平均0.4%増（注10）とほぼゼロ成長となるもとの、税収は平均▲1.2%と減少している点に注意する必要がある。

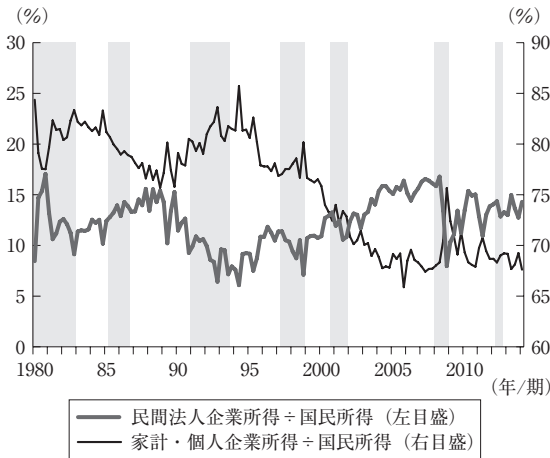
今後、成長戦略の強化等を通じた名目成長率の底上げを目指すとしても、かつてのような高成長の実現は想定できず、景気が下振れした場合に税収が減少するリスクは残ると考えられる。

(2) 景気変動の影響を均した税収弾性値—長期の税収弾性値

財政健全化では、歳出改革を強力に推進する一方で、過度な歳出削減や税負担増による国民生活や景気への悪影響を回避する必要がある。それには、景気変動に伴う増減収を織り込んだ平均的な税収見通しが不可欠であり、景気変動の影響を均した税収弾性値を前提にした議論が求められる。このような税収弾性値を、本稿では長期の税収弾性値と呼ぶこととし、ちなみに、1970年度から2014年度までの名目成長率（年率）と税収増加率（年率）を用いて税収弾性値を計算すると1.14となる（図表5）。

長期の税収弾性値の計算には、こうした時系列データを用いる方法のほか、主要な税目毎に税収弾性値を想定し、税収全体に占める構成比で加重平均する方法がある。そこで、①所得税の税収弾性値を現

(図表 6) 民間法人企業所得と家計・個人企業所得の変動

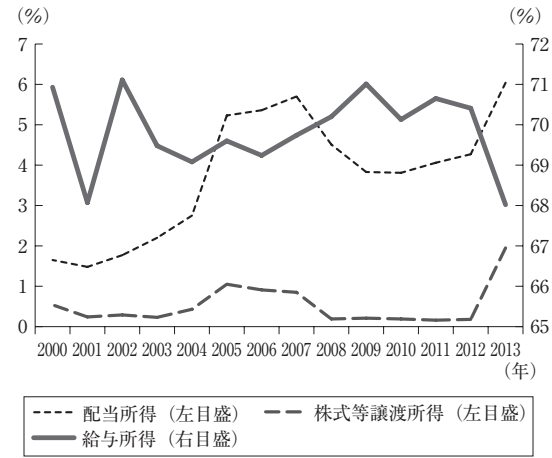


(2013年度、兆円)

	所得①	所得に課される税②	②÷①
民間法人企業	51	15	29.2%
家計・個人企業	246	26	10.7%

(資料) 内閣府「国民経済計算年報」
 (注1) 民間法人企業所得は、法人企業の分配所得受払前。
 (注2) 家計・個人企業所得=賃金・俸給+家計の財産所得+個人企業所得(除く持ち家)。
 (注3) 民間法人企業の所得に課される税=民間法人企業の所得・富に課される税×法人企業の所得に課される税÷法人企業の所得・富に課される税。なお、法人企業は民間法人企業と公的企業の合計。

(図表 7) 源泉所得課税される所得の種類別構成比の推移



(2013年、兆円)

	支払金額 所得金額①	税額②	②÷①
配当所得	22.6	2.6	11.4%
株式等譲渡所得	7.3	0.5	7.1%
給与所得	254.3	9.4	3.7%

(資料) 国税庁「国税庁統計年報」
 (注) 株式等譲渡所得は源泉徴収選択口座内保管上場株式等の譲渡所得等。

行制度に基づいて推計(注11)、②その他の税目の税収弾性値を既存の論文等を参考に想定、③それらをGDPギャップが解消されていた2007年度の税収の構成比で加重平均することによって、長期の税収弾性値を推計すると1.05~1.21と計算される(図表8)。

長期の税収弾性値は短期の税収弾性値に比べて安定しているものの、今後の改革の進展に伴って、①税目の構成比の変化、②所得税の負担構造の変化、③賃金水準の上昇といった構造変化が起きる場合には、変動すると考えられる。

税目の構成比の変化については、今後予定されている消費税率の10%への引き上げを受けて、税収に占める消費税収の割合が高まり、所得税収の割合が低下するとみられる。累進税である所得税の税収弾性値が1を超えると考えられるのに対し、比例税である消費税の税収弾性値を1と想定すると(注12)、税収に占める消費税収の割合の上昇によってトータルの税収弾性値は低下すると考えられる。

所得税の負担構造の変化をみると、「経済・財政再生計画」の歳入改革では、税制の構造改革の基本

(図表 8) 長期の税収弾性値の推計

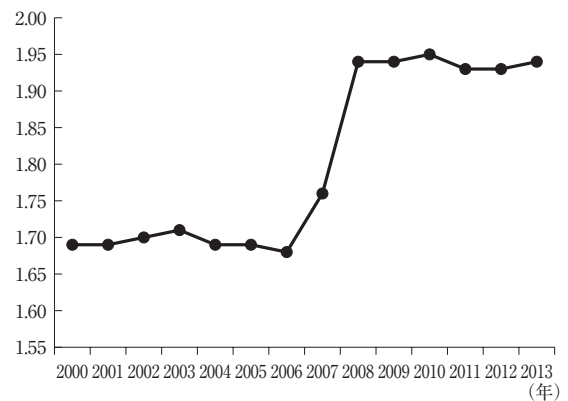
労働所得税の推計方法	税収弾性値			
	最小二乗法	加重平均法		
労働所得税	2.21	1.96		
法人税	1.00			
消費税	1.00			
金融所得等	1.00	0.00	1.00	0.00
相続税	0.00			
その他	1.00			
税収合計	1.21	1.10	1.16	1.05

(資料) 内閣府「国民経済計算年報」、財務省「財政統計」、国税庁「民間給与実態統計調査結果」より作成
 (注1) 労働所得税の弾性値は2007年の所得税収等の給与収入階級別分布に基づく。推計方法は補論参照。
 (注2) 法人税、消費税、金融所得等、相続税、その他の弾性値は想定。なお、金融所得等は北浦・長嶋(2007)を参考に1と0の2種類の弾性値を想定。
 (注3) 「税収合計」の弾性値は2007年度の税収の構成比で加重平均したもの。

方針の一環として、①低所得若年層・子育て世代の活力維持と格差の固定化の防止、②働き方・稼ぎ方への中立性・公平性の確保、③世代間・世代内の公平の確保等、が打ち出されており、所得税については、「税収中立の考え方を基本として、総合的かつ一体的に税負担構造の見直しを行う」との方針が示されている。このため、所得税の負担構造の変化は避けられないとみられ、長期の税収弾性値に影響を与えると考えられる。所得税の負担構造の変化が長期の税収弾性値に影響を与えたとみられる直近の事例をみると、所得税の賃金弾性値（1%の賃金上昇に対する所得税収の増加率）が2007年以降上昇しており、これは、2006年度税制改正によって所得税の税率構造が2007年以降6段階に増えたことの影響と考えられる（図表9）。もっとも、今のところ今後の所得税改革の具体的内容が示されておらず、所得税改革が長期の税収弾性値にどう影響するのか、現状では判断できない（注13）。

賃金水準の上昇については、当面のデフレ脱却に向けた取り組みで、賃上げが重視されていることに加え、将来的にも、労働供給制約が強まるもとで経済成長を持続するには、生産性上昇が不可欠とされており、その結果、賃金水準（一人当たり所得）が上昇すると、所得税の累進構造を通じて、所得税の税収弾性値が変動する可能性がある（注14）。ただし、1%の賃金上昇に対する所得税収の増加率（所

（図表9）所得税の賃金弾性値の推移



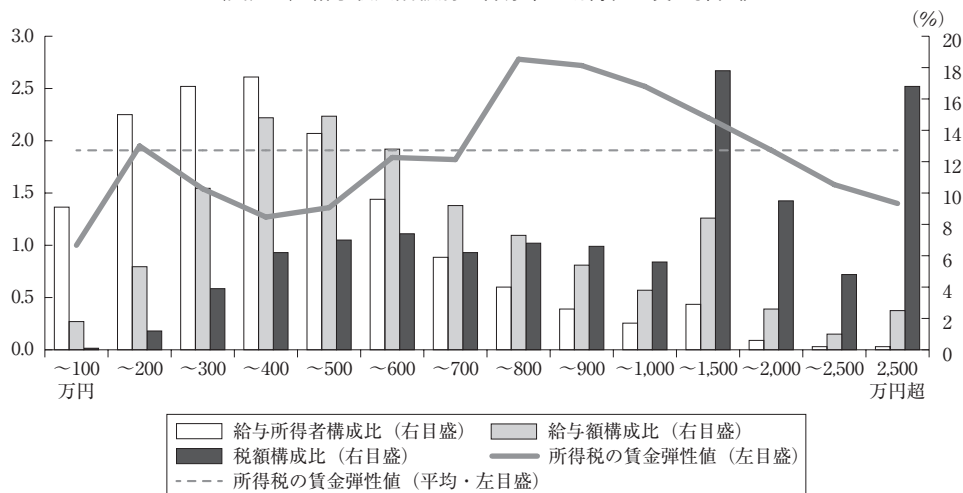
（資料）国税庁「民間給与実態統計調査結果」

（注1）1年を通じて勤務した給与所得者、納税者+非納税者。

（注2）推計方法は以下の通り。

- ①各年の給与収入階級別の所得税負担率（平均税率）を2007年の給与収入分布に適用することで、GDPギャップ解消時の給与収入階級別の所得税額を推計。
- ②2007年の給与収入階級別の給与所得者と給与額、および①で推計した所得税額を用いて、一人当たり給与額と一人当たり所得税額を計算し、給与収入階級別の限界税率を推計。
- ③給与所得階級別の平均税率で②で推計した限界税率を割り、給与所得階級別の賃金弾性値を推計。
- ④③を所得税額でウェイト付けして加重平均。

（図表10）給与収入階級別の各分布と所得税の賃金弾性値



（資料）国税庁「民間給与実態統計調査結果」

（注）1年を通じて勤務した給与所得者、納税者+非納税者。2013年データによる。

得税の賃金弾性値)をみると、2013年には全体の弾性値が1.91となるなか、①給与収入階級ごとに最小1.00から最大2.78までの差があり、②給与階級と賃金弾性値の大きさに正の相関がみられないことから、賃金上昇に伴う税収弾性値の変化の方向や大きさは、給与収入階級別の賃金上昇率や所得税取等の分布状況に依存すると考えられる(図表10)。

(注5) GDP成長率がプラスの場合。

(注6) 計算の際に毎年度の税収から税制改正・改革に伴う増減取分を除いている。これにより、税制改正・改革に伴う増減取による税収弾性値への影響が除去される。ただし、税目の構成比の変化や所得税の累進構造の変化といった税体系そのものの変化による税収弾性値への影響は除かれていない。

(注7) このような景気の局面ごとの税収弾性値を、本稿では、短期の税収弾性値と呼ぶ。

(注8) 2013年度の国民経済計算統計から、民間法人企業の所得に課される税率は29.2%、家計・個人企業の所得に課される税率は10.7%と計算される。

(注9) 株式譲渡所得については、税収弾性値の分母であるGDPに含まれないことも税収弾性値の変動要因となる。

(注10) リーマンショック期(2008年度、2009年度)を除く平均値。

(注11) 補論参照。

(注12) 経済企画庁[1998]等の既存の研究においても、消費税を含む間接税の税収弾性値を1と想定しているものが多い。

(注13) さらに、林[1997]によると、所得税の「税制改正が弾力性の大きさに及ぼす影響を一義的に導き出すことはできない」とされている。税収弾性値は「限界税率÷平均税率」で計算することができるが、累進的な所得税を見直す場合、以下のように、分母と分子が同じ方向に変化するため、税収弾性値の変化の方向が定まらない。

A. 所得控除を縮小する場合、課税所得が増加することで給与収入に対する平均税率が上昇するとともに、適用される限界税率が高くなる所得層がある。

B. 税率構造を見直す場合、限界税率を引き上げる(引き下げる)と平均税率も上昇する(下降する)。

(注14) 例えば、北浦・長嶋[2007]。所得税の税収弾性値が「所得税の賃金弾性値×賃金のGDP弾性値+就業者のGDP弾性値」で計算されることから、賃金上昇主導でマクロの所得が増加すると、賃金のGDP弾性値が上昇するため、所得税の賃金弾性値が1を超える累進的な所得税のもとでは、所得税の税収弾性値が上昇する可能性があると考えられている。

5. まとめ

財政健全化は2020年度のPB黒字化目標の達成で終わりではない。その後、債務残高の対GDP比を中長期的に引き下げるには、PB黒字を継続させる必要があり、歳出の抑制に加えて、中長期的な視点での税収の底上げが求められる。

この点、「経済・財政再生計画」の歳入改革では、課税ベースの拡大による税収増に重点が置かれており、そこで示された成長戦略や公共サービスの産業化などの政策は、中長期的な税収の底上げに繋がると考えられる。また、先述の通り、改革を進めることで、税負担構造の変化や賃金水準の上昇等の構造変化が進展すれば、長期の税収弾性値が変動する可能性もある。

しかしながら、そうした政策が実行に移され、結果として国民所得の拡大や経済構造の変化が実現し、税収増加に繋がるには相当の時間がかかると考えられ、3年後の2018年度のPB赤字GDP比▲1%目安や5年後の2020年度のPB黒字化目標の達成に間に合う保証はない。こうした改革の成果は、経済構造の変化が確認されたり、改革のスケジュールが固まって初めて織り込むべきものと考えられる。

一方、歳出改革では、その具体化に向けた改革工程やKPIの策定が急がれるが、その際には、景気の下振れリスクを念頭に置く必要がある。先述の通り、一旦景気が下振れした場合には、税収が減少する可能性を排除できないだけに、足元の税収増に惑わされることなく、十分な歳出削減効果が見込める歳出改革の具体化が求められる。

○補 論

先行研究に倣って、所得税の税収弾性値が「所得税の賃金弾性値×賃金のGDP弾性値+就業者数のGDP弾性値」で計算できることから、それぞれの弾性値を計算した。

①賃金のGDP弾性値は、賃金を名目GDPで回帰。賃金は雇用者報酬と個人企業所得（除く持家）の合計値。

$$\Delta \ln(\text{賃金}) = -0.004 + 0.965 \times \Delta \ln(\text{名目GDP})$$

$$(\text{t値}) \quad (-1.06) \quad (17.7)$$

推計期間：1971年度～2013年度

$$R^2 : 0.88 \quad D.W. : 0.144$$

②就業者数の賃金弾性値は、就業者数を名目GDPで回帰。

$$\Delta \ln(\text{就業者数}) = 0.000 + 0.086 \times \Delta \ln(\text{名目GDP})$$

$$(\text{t値}) \quad (0.15) \quad (4.37)$$

推計期間：1971年度～2013年度

$$R^2 : 0.30 \quad D.W. : 0.128$$

③所得税の賃金弾性値は、次のように計算（図表11）。推計結果をまとめると（図表12）の通り。

- (i) 2013年の所得税の累進構造をGDPギャップが解消されていた時期（1996年、2007年）に適用することで、GDPギャップ解消時の給与収入階級別の所得税額を計算。
- (ii) GDPギャップ解消時の給与収入階級別の給与所得者数と給与額、および（i）で計算した所得税額から、一人当たり給与額と一人当たり所得税額を計算し、給与収入階級毎の限界税率を推計。
- (iii) 最小二乗法による推計は、給与収入階級別の一人当たり所得税額を一人当たり給与額で回帰。

【2007年の給与収入分布データによる推計】

$$\ln(\text{一人当たり所得税額}) = -5.517 + 2.196 \times \ln(\text{一人当たり給与額})$$

$$(\text{t値}) \quad (-42.5) \quad (35.8)$$

$$R^2 : 0.99 \quad D.W. : 0.076$$

【1996年の給与収入分布データによる推計】

$$\ln(\text{一人当たり所得税額}) = -5.520 + 2.206 \times \ln(\text{一人当たり給与額})$$

$$(\text{t値}) \quad (-46.9) \quad (39.4)$$

$$R^2 : 0.99 \quad D.W. : 0.075$$

- (iv) 加重平均による推計は、（ii）で計算した限界税率を給与収入階級別の平均税率で割って、給与収入階級別の賃金弾性値を計算し、これを所得税額の給与収入階級別構成比で加重平均。

(2015. 8. 19)

(図表11) 給与収入階級別の分布状況と所得税の賃金弾性値

給与収入階級	平均税率	給与所得者数 (万人)		給与額 (兆円)		税 額 (億円)		
	2013年	2007年	1996年	2007年	1996年	2007年	1996年	
	①	②	③	④	⑤	⑥=④×①	⑦=⑤×①	
～100万円以下	0.2%	366	323	3.0	2.4	70.5	56.9	
～200	1.0%	666	482	9.8	7.2	946.8	701.5	
～300	1.6%	720	682	18.1	17.4	2,891.0	2,765.3	
～400	1.8%	759	778	26.6	27.2	4,739.1	4,848.8	
～500	2.0%	631	653	28.3	29.3	5,597.2	5,797.1	
～600	2.4%	439	496	24.1	27.3	5,877.9	6,658.2	
～700	2.9%	293	327	19.0	21.2	5,429.2	6,061.4	
～800	4.0%	206	238	15.4	17.8	6,088.9	7,038.2	
～900	5.1%	138	160	11.7	13.6	6,020.5	6,994.2	
～1,000	6.3%	92	100	8.7	9.5	5,460.1	5,983.2	
～1,500	9.0%	173	196	20.4	23.3	18,328.2	20,852.6	
～2,000	15.4%	38	38	6.4	6.4	9,934.6	9,899.0	
～2,500	19.6%	11	9	2.5	2.0	4,957.6	3,929.7	
2,500万円超	28.6%	11	6	4.6	2.3	13,054.2	6,659.8	
計	4.2%	4,542	4,490	198.6	206.9	89,396	88,246	
給与収入階級	一人当たり給与額 (万円)		一人当たり税額 (万円)		限界税率		賃金弾性値	
	2007年	1996年	2007年	1996年	2007年	1996年	2007年	1996年
	⑧=④÷②	⑨=⑤÷③	⑩=⑥÷②	⑪=⑦÷③	⑫	⑬	⑫÷①	⑬÷①
～100万円以下	81.3	74.3	0.2	0.2	0.2%	0.2%	1.00	1.00
～200	146.8	150.3	1.4	1.5	1.9%	1.7%	1.94	1.74
～300	252.1	254.5	4.0	4.1	2.5%	2.5%	1.55	1.57
～400	350.3	349.8	6.2	6.2	2.3%	2.3%	1.27	1.28
～500	448.0	448.6	8.9	8.9	2.7%	2.7%	1.36	1.35
～600	549.0	549.4	13.4	13.4	4.5%	4.5%	1.84	1.84
～700	647.5	647.4	18.5	18.5	5.2%	5.2%	1.82	1.82
～800	747.0	746.5	29.5	29.5	11.1%	11.1%	2.80	2.81
～900	847.4	846.9	43.6	43.6	14.0%	14.0%	2.73	2.73
～1,000	948.2	948.0	59.6	59.6	15.9%	15.8%	2.52	2.52
～1,500	1,183.5	1,184.9	106.1	106.2	19.8%	19.7%	2.20	2.20
～2,000	1,712.4	1,699.3	263.8	261.8	29.8%	30.2%	1.94	1.96
～2,500	2,274.7	2,300.1	444.8	449.7	32.2%	31.3%	1.65	1.60
2,500万円超	4,132.8	3,624.7	1,183.6	1,038.1	39.8%	44.4%	1.39	1.55
計	437.2	460.8	19.7	19.7	8.8%	8.6%	1.94	2.02

(資料) 国税庁「民間給与実態統計調査結果」

(注) 賃金弾性値の計は税額の構成比による加重平均で計算。限界税率の計は給与額の構成比による加重平均で計算。平均税率の計は2013年度の給与額の構成比による加重平均になるため、限界税率の計÷平均税率の計は表中の賃金弾性値の計とは一致しない。

(図表12) 所得税のGDP弾性値の推計

給与収入分布の前提		1996年の分布	2007年の分布
推計方法	最小二乗法	2.22	2.21
	加重平均	2.04	1.96

(資料) 内閣府「国民経済計算年報」、国税庁「民間給与実態統計調査結果」より作成

参考文献

- ・石橋英宣 [2010]. 「所得課税における税収弾性値についての一考察」 内閣府経済社会総合研究所企画・監修 井堀利宏 編、『財政政策と社会保障』慶應義塾大学出版会、2010年
- ・上田淳二・杉浦達也・古財篤 [2010]. 「所得税の税収変動要因と税収調達能力の分析」 Discussion Paper No.1003、京都大学経済研究所、2010年5月

-
- ・北浦修敏・長嶋拓人 [2007].「税収動向と税収弾性値に関する分析」Discussion Paper No.0606、京都大学経済研究所、2007年3月
 - ・経済企画庁 [1998].「財政収支指標の作り方・使い方」エコノミックリサーチNo.4、経済企画庁経済研究所、1998年11月
 - ・西崎健司・中川裕希子 [2000].「わが国における構造的財政収支の推計について」Working Paper Series 00-16、日本銀行調査統計局、2000年11月
 - ・林宜嗣 [1997].「所得税制度と税収弾力性」総合税制研究第5号、1997年